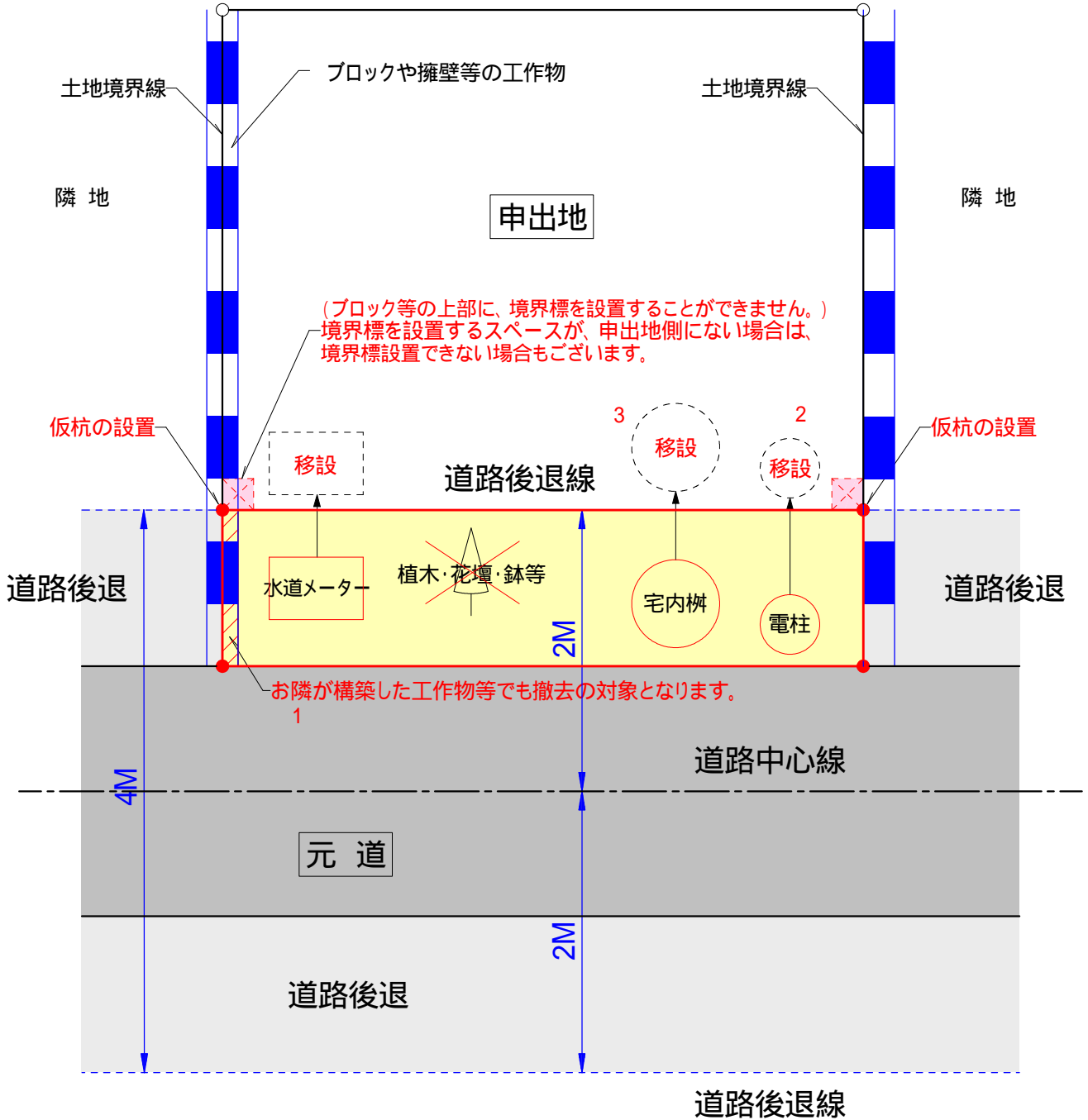


道路後退の簡略見取図



道路整備で障害となる全ての私物を撤去(移設)する必要があります。



- 1 自己所有物に限らず、僅かでも越境している場合は、申出人において撤去等が必要となります。
- 2 私有地内に電柱がある場合は、申出人において移設手続きをお願いします。
前面の道路内に電柱がある場合は、藤沢市の担当者と相談をして進めてください。
- 3 最終宅内樹の移設は藤沢市が行います。ただし、移設の方向は単に後退するのみとなり、別位置への付替えは自費工事となります。
- 4 外構工事の日程に合わせて道路後退位置の明示(仮杭の設置)及び障害物等の簡易チェックは行いますが、施工時には、必ず工事業者による越境物の確認(水系等による再確認)をお願いします、道路整備上支障となる私物の撤去を確実に行うよう、ご協力をお願いします。
- 4 最終宅内樹の移設時期や道路舗装についての時期については、藤沢市の担当者に確認をお願いします。